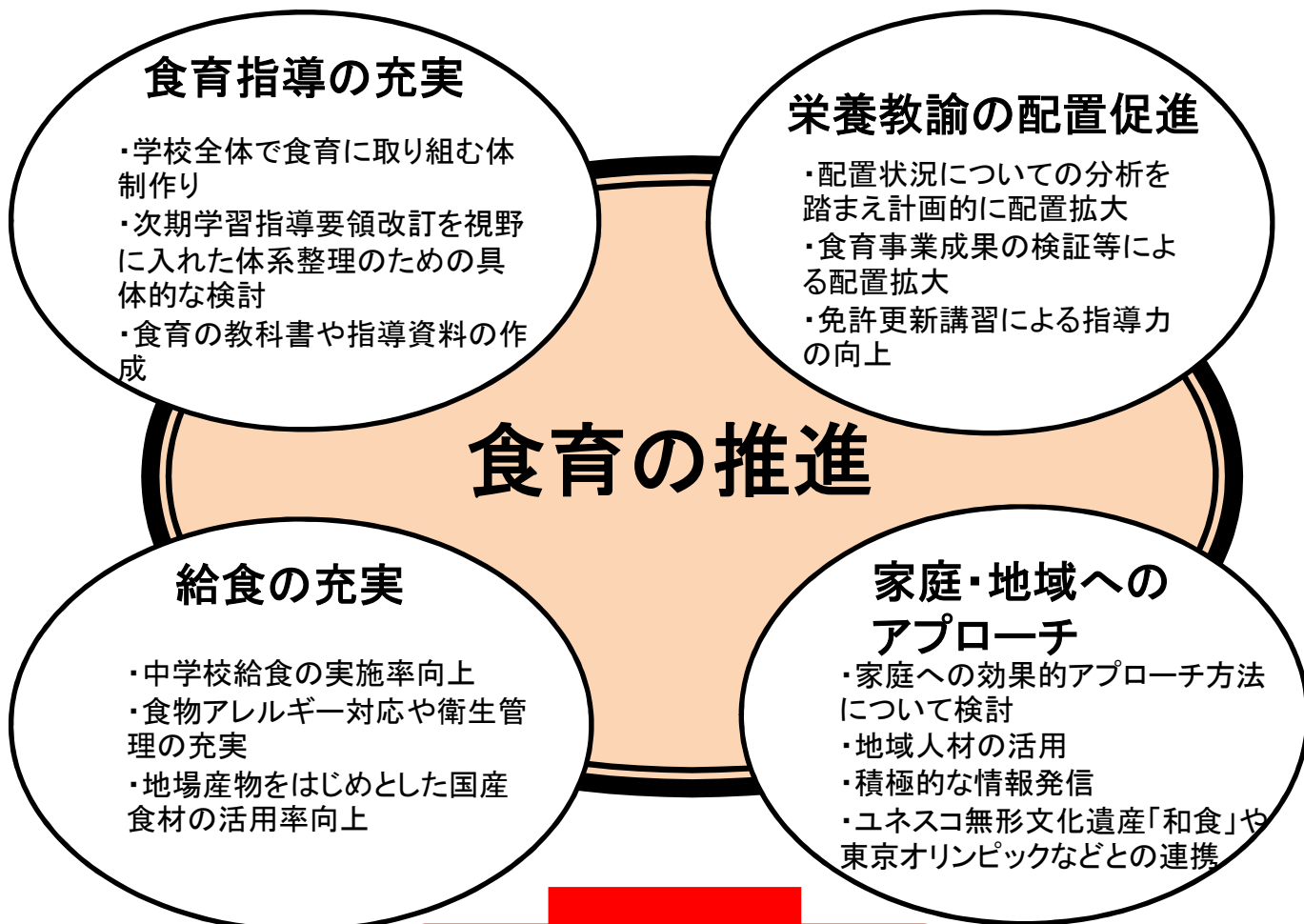


今後の学校における食育の在り方について 最終報告(概要)



文部科学省における当面の新たな取組

スーパー食育スクール

地域と連携し食育を重点的に推進するモデル校を指定

「食育の教科書」

学校教育における食育の内容を体系的に整理した新たな教材を作成

学校を核に地域・家庭を巻き込んだ国民運動の展開

今後の学校における食育の在り方について
最終報告

平成25年12月

今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議

目 次

はじめに	2
1 食育の基本的考え方について	
(1) 食育の目的について	3
(2) 食育の場・対象について	3
(3) 食育の視点について	3
2 今後の学校における食育の在り方	
(1) 食育に関する指導内容・方法について	5
(2) 学校給食の充実について	5
(3) 栄養教諭の配置・役割について	6
(4) 家庭・地域へのアプローチについて	6
3 当面の具体的な取組について	8
参考資料 スーパー食育スクール	10
審議の経過	11
今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議の設置について	12

はじめに

平成17年に成立した「食育基本法」を受け、平成20年に改訂された学習指導要領においても食育に関する記述が充実された。また、平成17年度から配置が開始された「栄養教諭制度」により、学校における食育の指導体制の充実が図られてきた。

学校においては、学校給食を「生きた教材」として活用した給食指導や、保健体育や家庭科など教科の中で食育の視点を生かした指導などが行われている。また、総合的な学習の時間で食育をテーマとして地域と連携した学習が行われたり、親子料理教室や農業体験学習など様々な形で食育についての実践が行われたりすることで、食育についての周知が進んできている。

その一方で、栄養教諭の配置は都道府県によって差があり、食育の指導体制に地域で差が出てきている。また、食育に取り組んだ成果を科学的に検証する必要がある、という動きのある中で、学校における食育推進の成果についての検証は、必ずしも十分ではないという指摘もある。

また、食をめぐる環境は、グローバル化やインターネット等による情報化によって日々変化を遂げ、様々な食に関する価値観や情報が氾濫しており、食に関する正しい知識と判断力を身に付けることの重要性が高まっている。第2次食育推進基本計画のコンセプトにおいても「周知から実践へ」があげられているように、今、学校現場においてもまさに実践的な取組の充実が必要となっている。

このような状況も踏まえ、文部科学省では、本年5月、「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」を立ち上げ、今後の学校における食育の在り方について、中長期的な目標及びそれを実現するための具体的な事業や指導方法等について検討することとした。

本年7月にとりまとめた中間まとめにおいては、食育の基本的考え方についての議論を整理した上で、平成26年度以降の国の事業として「スーパー食育スクール（SSS）」と「食育の教科書」の2つを提案した。

文部科学省においては、中間まとめを踏まえ、平成26年度概算要求において「栄養教諭を中核とした食育推進事業」を発展させた「スーパー食育スクール（SSS）」事業を新たに要求したところである。

本会議としては、中間まとめ以降、「スーパー食育スクール（SSS）」「食育の教科書」の具体的な在り方や、食育に関する指導内容・方法、栄養教諭の配置・役割、家庭・地域へのアプローチについて議論を重ね、今後の学校における食育の在り方についての基本的な考え方を最終報告としてとりまとめた。

本報告を受け、今後、国及び学校やその設置者において、各地域の特性を生かした食育の取組が広がり、学校が地域の核となって保護者を始め地域社会全体に食育の輪が広がっていくことを期待する。

1 食育の基本的考え方について

(1) 食育の目的について

食育基本法では、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている、としている。

学校給食法では、学校給食の普及充実と食育の推進を目的とした、7つの目標※1を設定している。

学校における食育の在り方を検討するに当たり、「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する」（食育基本法第2条）ことを再確認し、各学校における取組をつなぎ、点から線へ、そして多様な関係者が連携・協力しながら国民運動として食育を推進していく必要がある。

また、6月に公表された日本再興戦略において、国民の健康寿命の延伸という観点から健康増進、予防、運動、食事指導などの分野が戦略市場創造プランのテーマとなっているが、学校における食育はその入り口として、国民の健康生活の基礎を培うために重要な役割を果たしているという認識に立ち、国の成長戦略の中に学校における食育を位置付けていくことが必要である。

(2) 食育の場・対象について

食育は、学齢期前から老齢期までの生涯にわたり、家庭や学校、保育所、地域等において取り組む必要がある。

学校における食育の推進には、学校における取組だけでなく、それぞれの年齢層に応じた場や地域における取組も密接に関係している。

これまで、学校における食育は給食を実施している小中学校を中心に取り組まれてきた。今後は、それに加え就学前、高等学校にも目を向けた一貫的な食育を考える必要がある。また、そのためにも学校と合わせて家庭、地域へのアプローチ方法を始め、学齢期前から高等学校以降も食育の場・対象として幅広く捉え、様々な角度からの取組を行っていくべきである。

また、健康長寿社会実現のため、学校を地域社会における食育の核として取組を広げていくことが必要である。

(3) 食育の視点について

食育は、とかく栄養学的視点からのみ捉えられる傾向にあるが、食育本来の目的を達成するためには、栄養学のみでなく、医学、社会学、経済、政治等多様な視点から捉える必要がある。さらに、食料問題、環境問題として国際的に食育を捉える視点や、今後の高齢化の時代にあっては、国民の健康の保持増進の中心は食育にある、ということも大切な視点である。

そこで、学校における食育の視点については、従来より学校における食育の視点とし

てきた6つの観点※2（①食事の重要性，②心身の健康，③食品を選択する能力，④感謝の心，⑤社会性，⑥食文化）を基本としつつ，食育基本法を踏まえ，各学校・地域の特性を生かして様々な社会状況に応じた多角的な視点を持って取り組むこととする。

※1 7つの目標

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め，健全な食生活を営むことができる判断力を培い，及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし，明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め，生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め，勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産，流通及び消費について，正しい理解に導くこと。

「学校給食法第2条より」

※2 6つの観点

- ①食事の重要性（食事の重要性，食事の喜び，楽しさを理解する。）
- ②心身の健康（心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し，自ら管理していく能力を身に付ける。）
- ③食品を選択する能力（正しい知識・情報に基づいて，食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。）
- ④感謝の心（食物を大事にし，食物の生産等にかかわる人々への感謝する心をもつ。）
- ⑤社会性（食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。）
- ⑥食文化（各地域の産物，食文化や食にかかわる歴史等を理解し，尊重する心をもつ。）

「食に関する指導の手引ー第1次改訂版ー」（文部科学省 平成22年3月）P12~P13より

2 今後の学校における食育の在り方

(1) 食育に関する指導内容・方法について

学校における食育の指導時間としては、給食の時間、学級活動の時間、生活科、家庭科、保健体育などの教科の時間と総合的な学習の時間などがある。

また、教科等の時間については、教科等の指導内容をベースに食育を一体的に取り組んでいく必要がある。各学校において、教科等の指導計画を作成する際に、食育の視点を踏まえて検討することにより、例えば、単元のねらいを効果的に設定したり、児童生徒にとって身近な教材を取り扱ったりすることにより、児童生徒に興味・関心をもたせ、学習内容がより一層理解されることが期待できる。

そのためには、栄養教諭だけでなく、「食に関する指導の全体計画」により学校全体で食育に取り組む必要がある。栄養教諭と他の教諭が連携した指導体制づくりのために、全ての教員が食育の大切さを認識し、教員一人一人が食育に主体的に取り組むよう研修の充実を図る必要がある。また、教員を志す者が大学等在学中に、農業等の活動を体験する機会が得られるようにすることなども考えられる。

学校における食に関する指導方法と指導内容については、次期学習指導要領改訂も視野に入れながら、小中学校については、小学校1年から中学校3年までのどの学年でどの時間に何を学ぶのかについて、児童生徒の発達段階を踏まえた体系的な整理のための具体的な検討を行う必要がある。

その際には、就学前や高等学校卒業以降の取組についても考慮する必要がある。

また、例えば効果的な指導事例として「ちょこっと食育」といった実践も行われている。これは、教科・領域の目標の実現を前提として、具体的な指導計画を作成する際に食育に関する内容や教材を位置付けることにより、あらゆる教科・領域で食育を実践しようとするものである。例えば、社会科の水産業の学習で食材としての魚を取り入れることで学びを深めたり、国語の擬音語の学習で食感を表す言葉を取り上げたりする、というような実践等が行われている。

食育指導を充実させるためには、カリキュラム開発や教員指導用資料の開発も必要であることから、「スーパー食育スクール (SSS)」でのプログラム開発や「食育の教科書」作成等と関連させながら進めていくべきである。

また、教材の作成と併せて、全教員に向けた、食育をどう教えるのかという指導資料の作成も必要となる。

なお、現在、(公社)全国学校栄養士協議会において、指導資料の開発を行っているところであり、同協議会との連携も重要である。

(2) 学校給食の充実について

学校給食は、地産地消、食文化、生命、自然や環境等の理解を深めるなど学校における食育の「生きた教材」として活用されており、食育を推進する上でその果たす役割は大きく、一層の充実を図ることが必要である。

学校給食を実施している学校は、小学校の99.2%、中学校で85.4%となっている。中学校では、まだ実施率が低いところもあり、中学校での食育を推進し、高等学校へつなげていくという視点からも実施率の向上が望まれる。

現在の第2次食育推進基本計画（平成23年～平成27年）では、学校給食における地場産物（当該都道府県産）を使用する割合（食材ベース）を30%以上とする目標を定めているが、国内産の食材を活用することも食育として有効と考えられる。

安心・安全な学校給食を提供することは、学校での食育を行う上での基本となることから、食物アレルギー対応や衛生管理に対する一層の充実が重要である。

給食の時間は、年間を通して実践的な食育を行う核となる重要な時間であり、食べる時間を含めた十分な時間を確保すべきである。

給食の時間に毎日食に関する指導を少しずつ積み重ねると、1回が3分でも1年間で約190回、合計すると約10時間近い指導が可能となり、有効な指導を行うための教材、方法論などの研究が必要である。

（3）栄養教諭の配置・役割について

栄養教諭は、全国の公立学校に4,624名（平成25年4月1日現在）が配置されている。栄養教諭の配置は、学校栄養職員と併せて学校給食管理という観点で定数が定められており、調理場の方式（単独・共同）や食数（児童生徒数）によって配置の状況は異なっている。栄養教諭と学校栄養職員のどちらを配置するかは都道府県の方針に委ねられているために、都道府県により配置に差がある。栄養教諭と学校栄養職員の総数に対する栄養教諭の占める割合（推計）は約38%となっており、さらなる配置拡大が望まれる。今後、食に関する指導の充実を図る観点から、中長期的な栄養教諭の配置計画を立て、計画的な配置拡大をしていくべきである。

さらに、市町村単位、学校単位や共同調理場単位で、栄養教諭や学校栄養職員がどのように配置され、学校での食育を行っているかなど、より詳細な分析を行い、食育を推進するための効果的な配置拡大の方策について検討を進めていく必要がある。

栄養教諭は、学校における食育推進の中核として、食育に関する「プロデューサー（食育の全体計画を作成、給食を教材とした授業計画）」「コーディネーター（地域人材の活用、家庭への啓発）」「カウンセラー（食について子供への個別指導、保護者の相談を受ける）」などの様々な役割を担っている。今後、「スーパー食育スクール（SSS）」事業の実践による効果の検証などを行い、栄養教諭の配置拡大につなげていくことが考えられる。

平成26年から栄養教諭も順次教員免許状更新講習の受講が必要となってくるが、これに伴い各地の大学、（公社）全国学校栄養士協議会等が免許状更新講習の開設を予定している。これらの機会を捉え、最新の知識・技能を身に付けさせることによって、栄養教諭が専門性を十分に生かした指導力を身に付けて教壇に立つことができる。

（4）家庭・地域へのアプローチについて

食育の推進に当たっては、家庭での取組が非常に重要である。家庭においては、食育の知識が不足していたり、調理をする力が低下していたりするという現状がある。

家庭へのアプローチには、保護者に直（じか）にアプローチする方法のほかに、子供を通して家庭にアプローチする方法等が考えられる。

また、食育に関心を持ってもらえない保護者に対して、啓発方法を工夫して、家庭へのアプローチを粘り強く続けていくことが必要である。

一方で、食育に関心が高い保護者には「食育の応援団」として活躍の場を設けたりするなど、PTA組織や保護者のつながりを生かしていくことも重要である。

今後は、幼児期からの食に対する体験の重要性、家庭の味の大切さ、家族で一緒に食事をする共食の重要性、もったいない意識について学校での取組を通じて家庭へアプローチしていくとともに、将来の親を育てるという観点から高等学校における食育の充実も図っていくべきである。

地域における食育の取組として、生産者との体験活動を中心とした取組や、地元企業が学校へ出前授業として参画する取組などが行われている。

今後は、食を架け橋とした地域と学校の活動が進むよう、企業、大学、生産者団体、関係機関など食に関係する幅広い団体と連携した取組を行うことが求められる。そのモデルとして「スーパー食育スクール（SSS）」が地域の食育の中心となり、成果を具体的に示すことで、食育の取組が点から線、面へと広がり、国民運動としての食育につながることを期待される。その際、地域の食育に携わる人材を食育のコーディネーターとして参画してもらえよう働きかけるべきである。

また、土曜授業で保護者や地域関係者が参加する食育の授業や、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の地域人材を活用した食育の展開を行うなど、様々な機会を通じて食育の取組を充実することも効果的である。

栄養バランスのよい学校給食メニューを官公庁や企業の食堂で提供することは、食育や学校給食への関心を高めることにつながる。今後、例えば「給食グルメ」としてPRするなど、このような取組を各地域で展開していくことも考えられる。

学校給食や食育について、メディアとの連携やインターネット等を活用して、国内外に向けて積極的に発信していくことが必要である。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックをきっかけとした取組(例えば、選手村の食堂における学校給食メニューの提供など)ができないか検討すべきである。

また、今回「和食；日本人の伝統的な食文化」が、ユネスコ無形文化遺産保護条約の代表一覧表に記載された。これは、「和食」が四季や地理的な多様性による「新鮮で多様な食材の使用」、「自然の美しさを表した盛りつけ」などといった特色を有しており、日本人が基礎としている「自然尊重」という精神にのっとり、正月や田植、収穫祭のような年中行事と密接に関係し、家族や地域コミュニティのメンバーとの結びつきを強めるという社会的慣習であることが認められたものである。このことを受けて、地域の実情に応じて様々な工夫をしながら、郷土料理や行事食などを組み合わせた学校給食を通じて子供たちが我が国の伝統的な食文化を学び、その伝承が着実に図られることが期待される。

3 当面の具体的な取組について

本会議においては、今後の学校における食育の在り方について、食育の基本的考え方を整理した上で、現状と課題について（１）食育に関する指導内容・方法、（２）学校給食の充実、（３）栄養教諭の配置・役割、（４）家庭・地域へのアプローチという面から検討を行ってきた。

これまで整理した（１）～（４）の課題は、学校だけの取組で解決していくことは難しく、文部科学省や関係府省、各教育委員会、各自治体、保護者や家庭、地域の生産者や企業、関係団体等が連携して様々な分野、場で食育に取り組むことで解決していくべきものである。

そのために、当面の文部科学省の具体的な取組として「スーパー食育スクール（SSS）」と「食育の教科書」の２つを行っていくことを提案する。

この２つの取組で全ての課題が解決するものではないが、この取組を起爆剤にしながら、国民の中に、食育の重要性についての理解がはかれ、食育の取組が家庭や地域における新たな国民運動として幅広く広がっていくようにする必要がある。

「スーパー食育スクール」（SSS）

現在の「栄養教諭を中核とした食育推進事業」を発展させ、「食とスポーツ」、「食と健康」、「食と学力」、「食と環境」などテーマを明確にして重点的に取り組む「スーパー食育スクール（SSS）」を全国で指定する。「スーパー食育スクール（SSS）」では、大学や企業、生産者、関係機関等と連携して、科学的な視点を加味して新たな食育プログラムを開発し、効果の質的・量的評価を行う。各学校においては、有識者による検討委員会を設置した上で、具体的数値目標、評価項目及び評価基準を設定し、測定機器を積極的に活用し、その効果を数値化して「見える化」を図る。具体的には、大学や企業等の持っている身体組成評価法や、食事指導を含めた健康維持増進に関するノウハウを活用し、食育による児童生徒の基礎体力、集中力、基礎学力、肥満率、病欠率等の改善効果について科学的に分析、検証を行うことなどが考えられる。取組の成果が具体的に数値などで見えることは、子供たちの意欲付けにつながるほか、数値化された結果を各家庭に示すことで保護者の関心を効果的に高めることができる。あわせて、家庭を巻き込んだ食育が展開できるよう、保護者向けのプログラムの開発なども行う。そして「スーパー食育スクール（SSS）」での成果をわかりやすく国民へ広報を行うことで、国民運動としての食育の推進にも寄与する。

例えば、地域の生産者と連携した体験活動を核として地域と学校が連携して食育推進に成果を上げている事例や、大学の研究室が協力して小中学生の生活習慣・体力・身体特性などの調査・測定とアドバイスをを行い、体力低下防止と健全育成促進に取り組んでいる事例、企業の栄養士が体組成計や活動量計を活用したデータの測定・分析に協力している事例などがこの新規事業のモデルとして考えられる。

また、現在の事業は小中学校が中心であり、高等学校における食育の取組は十分とは言えない。20代、30代の朝食欠食を改善させ、次の世代の親となる高校生への食育の取組を充実させることが重要である。そこで、高等学校においても食育活動をモデル

校として展開する「スーパー食育ハイスクール」構想も考えられる。高等学校は地域や小中学校と連携する幅広い可能性を持っており、農業に関する学科、家庭に関する学科、総合学科などの特色を生かして地域ブランドの開発や地域の食文化の継承と発展の活動を行うことや、海外の学校との交流を推進し国際的な視野を持ったグローバル人材の育成を図ることも可能である。

これまでのモデル事業では、取組が学校現場任せになっている面があることから、文部科学省が農林水産省、厚生労働省等の関係府省庁との連携を図ったり、関係機関との連携のモデルを示したり、教育委員会の役割を明確化したりすることにより、効果的な事業とすることが必要である。

また、事業の効果検証のためには、全ての実施校において、それぞれ個別の評価指標に加え、共通的な評価指標を設定することなども有効である。

「食育の教科書」

各学校間の取組の温度差を解消するためには、学校現場で食育を指導するための「食育の教科書」のような教材の在り方についても研究をする必要がある。現在、文部科学省では「食生活学習教材」の作成・配布を行っているが、その在り方を見直し、食育に関連する教科内容とつなげられるよう、様々な専門家を加えた検討委員会を立ち上げ、食生活や栄養、食文化、健康と運動、食品ロス、日本の食糧生産（食料自給率）や食への感謝の心など食育を多角的に捉えた幅広い内容からなる「食育の教科書」のような教材を作成することが必要である。

教材を作成するに当たっては、現在、生活科、家庭科や保健体育、社会科、理科なども含めた様々な教科等の中に散在している内容を関連付けて整理する必要がある。

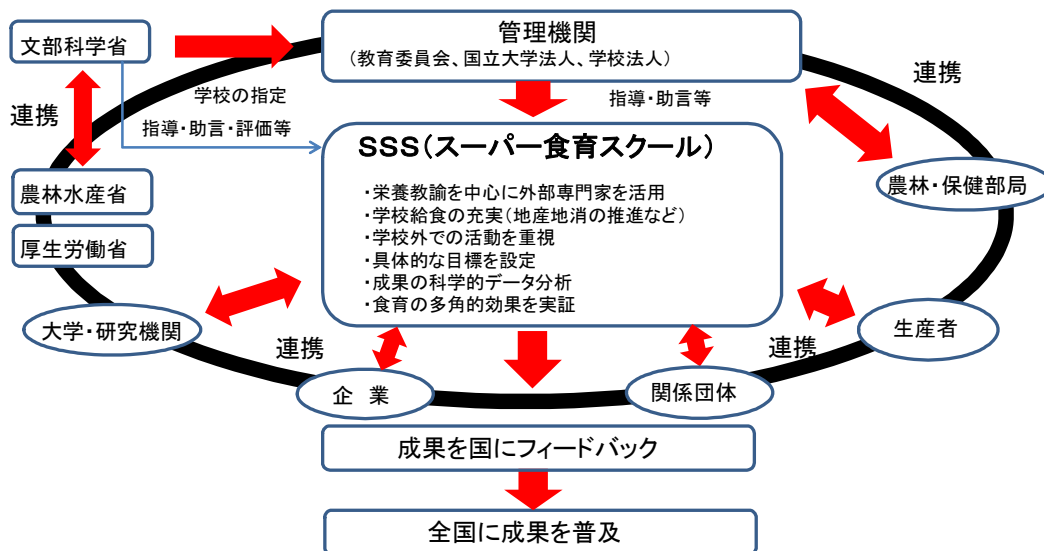
また、食育の推進に当たっては、家庭での取組が非常に重要であることから、保護者にもこの教材を通じて食育についての理解が進むような取組を学校が行うことも重要である。

教材の形態については情報通信技術（ICT）を活用したネットラーニングができるような仕組みや動画を活用した教材などについても研究し、より積極的な活用が図られるようなものを研究する必要がある。

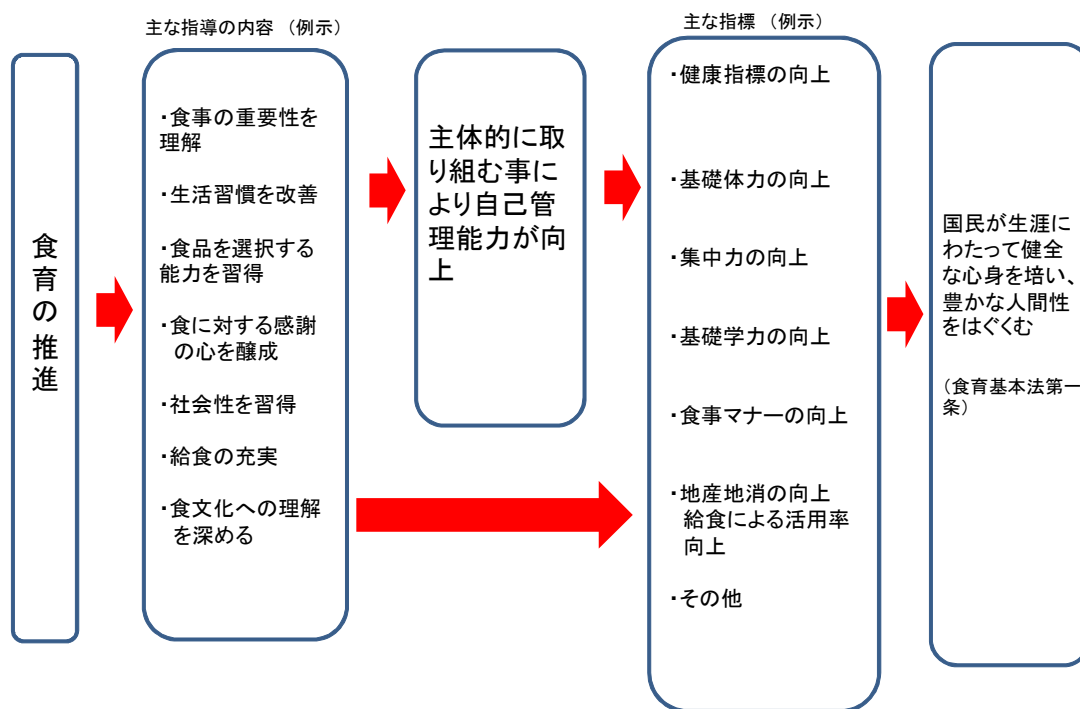
平成26年度概算要求中

スーパー食育スクール

方針	食育基本法第二条(平成17年6月17日) 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。
概要	食育を推進するために、先進的な食育を実施する学校をスーパー食育スクール(SSS)として指定し支援を実施



SSS(スーパー食育スクール)が目指す方向



審議の経過

- 第1回
平成25年6月3日（月）
・学校における食育の現状と課題について等

- 第2回
平成25年6月14日（金）
・今後の食育の方向性について等

- 第3回
平成25年7月9日（火）
・中間まとめ案について等

- 第4回
平成25年10月3日（木）
・食育に関する事業・取組について等

- 第5回
平成25年11月6日（水）
・食育に関する事業・取組について等

- 第6回
平成25年12月2日（月）
・最終報告（案）について

今後の学校における食育の在り方に関する 有識者会議の設置について

平成 25 年 5 月 22 日
スポーツ・青少年局長決定

1 趣 旨

平成 17 年に成立した「食育基本法」を受け、平成 20 年に改訂された学習指導要領においても食育についての記述が充実された。また、平成 17 年に配置が開始された「栄養教諭制度」により学校における食育の指導体制の充実が図られている。

しかし、栄養教諭の配置は都道府県によって差があり、学校における食育の推進の成果についても検証が不十分であるという指摘がある。

そこで、今後の学校における食育の在り方について、今までの取組状況を踏まえつつ、中長期的な目標及びそれを実現するための具体的な事業や指導方法等について検討するため、様々な分野の有識者からなる会議を設置する。

2 検討事項

- (1) 現在の食育推進事業についての分析
- (2) 今後の学校における食育推進のための指導内容等の在り方
- (3) 関係機関・団体との連携の在り方
- (4) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じて、(1) 以外の者から協力を得るものとする。

4 実施期間

平成 25 年 5 月 22 日～平成 26 年 3 月 31 日までとする。

5 その他

本件に関する庶務は、スポーツ・青少年局学校健康教育課において行う。

今後の学校における食育の在り方に関する
有識者会議委員

(五十音順)

石山 香	愛媛県教育委員会事務局管理部保健体育課指導主事
近江 正隆	(株)ノースプロダクション代表取締役
岡 陽子	佐賀県立牛津高等学校校長
駒場 啓子	全国学校栄養士協議会副会長
鈴木 清晃	(株)ローソンCEO補佐
田口 素子	早稲田大学スポーツ科学学術院准教授
西澤 美幸	(株)タニタ開発部主任研究員
服部 幸應	学校法人服部学園理事長 服部栄養専門学校校長
○馬場 錬成	特定非営利活動法人21世紀構想研究会理事長
藤本 勇二	武庫川女子大学講師
森 康江	(株)ベネッセコーポレーション小学生事業部 クッキング★クラブ編集長

○座長